



ウクライナからの避難民の生活支援について



本市では、市内民間企業等との連携のもと、ウクライナからの避難民の方の生活が軌道に乗り安心して生活できるよう、お住まいのほか、生活用品等の提供や就労支援を実施します。詳細は、次のとおりです。

なお、調整中のものが含まれています。

1 手続・相談窓口

- (1) 住民登録の窓口において、ウクライナ語による電話通訳を実施します。
- (2) 生活相談や各種行政手続に職員が同行します。

2 居住支援

- (1) 市営住宅10戸程度を提供するほか、リユース家具を提供します。

3 民間連携による支援物資等の提供

- (1) さがみはらSDGsパートナーや市内企業等との連携により衣類・生活用品等を提供します。

4 食材支援

- (1) フードバンクやフードドライブにより食材を提供します。

5 子育て・教育支援

- (1) 避難世帯の状況に応じて、保育所等への入所、保育料や児童クラブ育成料等の一部減免を実施します。
- (2) 日本語の指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語指導講師の派遣等を実施します。また、就学に関する支援を実施します。

6 就労支援

- (1) ハローワーク（専門援助部門）と連携し、就職支援センターにおける職業紹介を実施します。

7 医療機関の受診支援

- (1) 医療通訳者（英語）を派遣します。

8 定着支援

- (1) 国際交流ラウンジ事業を通じて、市民との交流の機会を提供するほか、日本語教室

等の支援団体を紹介します。

(2) S C相模原主催のサッカー教室にご参加いただけます。

9 生活支援

(1) 在留資格に応じた生活保護準用（要：国照会）による総合的な生活支援を実施します。

※体系図は別紙のとおりです。

問合せ先 国際課 電話：042-707-1569(直通)

ウクライナからの避難民の生活支援について

○既存事業の拡充 ◇民間連携 ・既存事業

※既存の福祉施策の拡充のほか、民間企業や団体の支援を募り、連携体制を構築します。



民間連携による 支援物資等の提供

- ◇衣類・生活用品等の提供
- ◇さがみはらSDGsパートナー等からの支援

手続・相談窓口

- 住民登録時の電話通訳（ウクライナ語）
- 生活相談・各種手続に同行

生活支援

- 在留資格に応じた生活保護準用（要：国照会）による総合的な生活支援

就労支援



- 就職支援センターにおける職業紹介ハローワーク（専門援助部門）等との連携を含む

食材支援

- ◇フードバンクによる食材提供
- フードドライブ品の提供

居住支援

- 公営住宅の提供（10戸程度）
- リユース家具の提供

子育て・教育支援



- 保育所等への入所
- 保育料等の一部減免
- 児童クラブ育成料の一部減免
- ・日本語指導講師の派遣等
- ・就学に関する支援

医療機関の受診支援

- ・医療通訳派遣（英語）

定着支援

- ・国際交流ラウンジ事業
- ・日本語教室等支援団体へのつなぎ
- ◇S C相模原：サッカー教室の提供